

発委第3号

令和6年3月25日

北栄町議会議長 野田秀樹様

提出者 北栄町議会民生経済常任委員会
委員長 井川敦雄

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出
について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条
第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があるため。

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、令和6年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしている。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食糧自給率をあげるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。これは、現行基本法は、「基本計画」で「自給率向上」を設定したものの、単なる閣議決定のため、法的拘束力がないためである。

食糧輸入がストップしても、国民を飢えさせないこと、安定的に食糧を確保することは国の基本的な責務である。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増える中、食糧自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、以下の事項について政府に要求する。

一、「新基本法」制定にあたっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣
財務大臣	農林水産大臣	